

令和8年度税制改正説明会講義概要

10月20日に開催する、税制改正説明会の講義対象となる税制改正のポイントです。当日は時間の都合上、全ての項目について説明ができるとは限りません。また他にも税制の改正点や昨年から変更になった点もありますので、説明の無かった事については質問できるよう事前にチェックをお願いします。

1. 所得税の基礎控除や扶養控除の見直しについて

「年収の壁」178万円へ
所得税がかかり始める給与収入の目安が、103万円（～令和6年）→160万円（令和7年）→178万円（令和8年・中低所得者）へと引き上げられます。

①基礎控除の引き上げ

令和8年改正では、合計所得2,350万円以下を62万円に引き上げ、さらに合計所得655万円以下には上乗せがあり、令和8年・9年分は合計所得489万円以下では上乗せ額含め104万円になります（上乗せ額は所得に応じて段階的）。

納税者本人の合計所得金額	控 除 額		
	令和 7 年分	令和 8 年分 令和 9 年分	令和 10 年分 以後
132 万円以下	95 万円	104 万円	99 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円		62 万円
336 万円超 489 万円以下	68 万円		
489 万円超 655 万円以下	63 万円	67 万円	
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円	6 2 万円	
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円		
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円		
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円		
2,500 万円超	0 円		

②給与所得控除の見直し

令和8年分より給与所得控除の最低保障額が4万円増額して69万円とし、さらに令和8・9年分は特例分5万円を加えて74万円となります。

③扶養親族等の所得要件の改正

同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額の要件が 58 万円以下→62 万円以下に改正されます。

2. 中小企業者向けの設備投資促進税制等の見直しについて

国の成長戦略や物価高騰による価格変動を鑑みて、減価償却資産の取得に係る税制が見直されます。

①少額の減価償却資産の損金算入特例の見直し

令和 8 年 4 月 1 日以後に取得した少額の減価償却資産を、取得した年に一括で経費（損金）にできる特例について、取得価額の上限が 30 万円未満 から 40 万円未満に引き上げられます。年間合計が 300 万円までの上限は変わりません。

②中小企業投資促進税制の見直し

中小企業者等が新品の特定の機械及び装置などを取得した場合に 30%特別償却 または 7%の税額控除が受けられる制度です。工具の取得価額要件が見直されています。

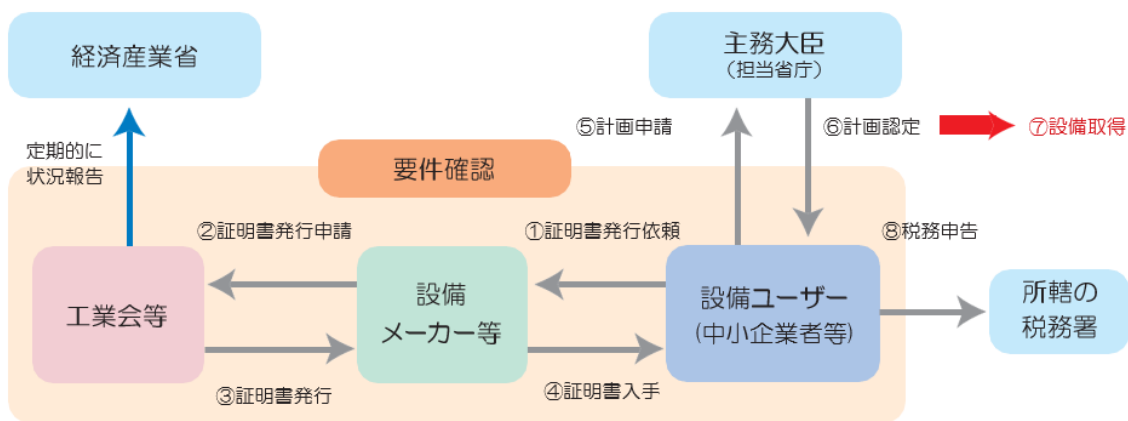
対 象 者	・ 中小企業者等（資本金額 1 億円以下の法人、農業協同組合等） ・ 従業員数 1， 0 0 0 人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1 台 160 万円以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1 台 120 万以上、1 台 40 万円以上かつ複数合計 120 万円以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが 70 万円以上、複数合計 70 万円以上】 ・ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうち一定のものなどは除く ・ 貨物自動車（車両総重量 3. 5 トン以上） ・
措置内容	・ 個人事業主又は資本金 3， 0 0 0 万円以下の中小企業 3 0 %特別償却又は 7 %税額控除 ・ 資本金 3， 0 0 0 万円超の中小企業 3 0 %特別償却

③中小企業経営強化税制の見直し

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）が選択適用できるものです。工具・器具備品の取得価額要件が40万円以上に見直されています。

本制度の適用を受けるためには、①生産性向上設備（A 類型）、②収益力強化設備（B 類型）、③経営資源集約化設備（D 類型）、④経営規模拡大設備（E 類型）を導入して実施する経営力向上計画の認定を受けることが必要になります。

＜A類型スキーム＞ ※類型ごとにスキームは変わります。



3. 消費税の適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直しについて

インボイス制度導入に係る事業者負担への配慮や制度の社会的定着をより確実なものとするため、経過措置の見直しが行われます。

①免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置が延長されます。

除可能割合を段階的に見直しながら、適用期間が令和13年9月まで延長されました。

期 間	控除割合
令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日	80%
令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日	70%
令和 10 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日	50%
令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日	30%
令和 13 年 10 月 1 日以降	0%（廃止）

②インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置の見直し

免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業主は、令和9・10年の消費税の計算において、令和8年までの2割特例に代え、3割特例により申告が利用できるよう改正があります。

法人についてはこの改正の適用が無く、特例計算は令和8年9月30日の適用期限をもって終了となります。

また、特例の適用を受けていた方が、簡易課税に移行するための措置は次の通りです。

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、2割特例・3割特例の適用を受けた翌課税期間に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の申告期限まで※1・2に届出書を提出することで、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

※1 「2割特例」の適用を受けた課税期間の翌課税期間が、令和8年9月30日以前に終了する課税期間である場合は、その課税期間の末日までとなります。

※2 確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける法人等に関しては、当該特例により延長された期限が届出書の提出期限となります。

